

# 火災にあわれた方に

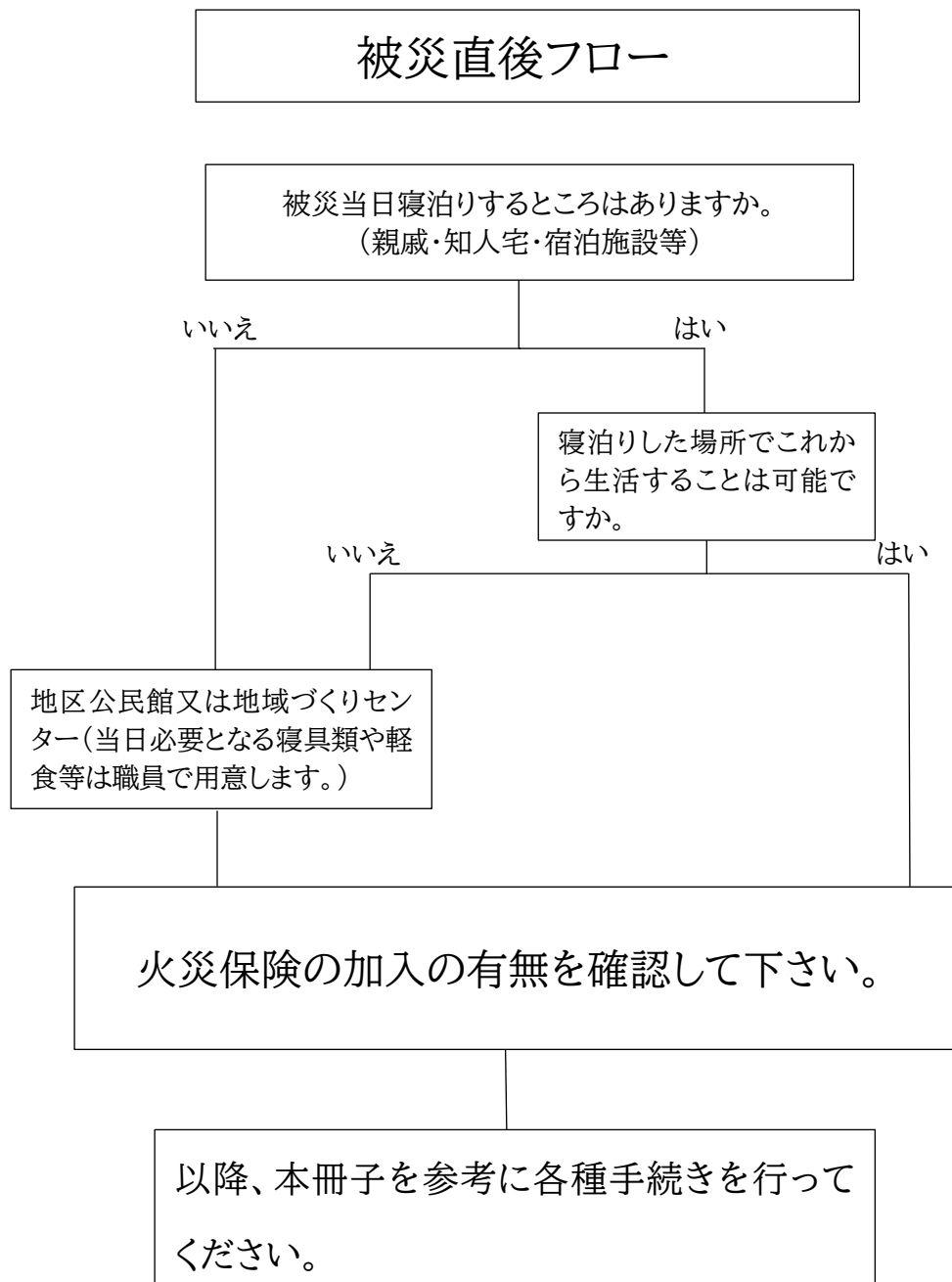
被災された皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。  
この手引きは、被災後の生活再建をサポートするために、  
主な手続の概要をまとめたものです。  
各種手続を受ける際の参考にしていただければ幸いです。



松本市

令和6年11月

被災直後には、下のフローに従って、まずその日滞在できる場所があるのか確認して下さい。



# 目次

1.	被災された方へ市が提供する支援	
(1)	市営住宅等への入居	3
(2)	救援物資支給	3
(3)	廃棄物の処理	3
(4)	災害見舞金	4
(5)	災害弔慰金	4
(6)	暮らしの心配ごと等	4
2.	身分証明書等の再発行手続きについて	
(1)	り災証明書	5
(2)	マイナンバー	5
(3)	印鑑登録	5
(4)	健康保険証	6
(5)	障がい者手帳	6
(6)	母子健康手帳	6
(7)	運転免許証	7
(8)	パスポート	7
(9)	通帳・キャッシュカード・クレジットカード	7
3.	減免手続き等について	
(1)	固定資産税	8
(2)	水道料の減免	8
(3)	各種保険料（税）及び一部負担金の減免	8
4.	公共サービス関係手続きについて	
(1)	固定電話（NTT）	9
(2)	ガス	9
(3)	電気	9
(4)	水道	9
(5)	郵便局	9

## 1. 被災された方へ市が提供する支援


(1) 市営住宅等への入居	問合せ先
<p>松本市では、火災により住宅に被害を受け、住宅を確保することが困難と認められる場合、原則3か月、最長1年の間、市営住宅を提供します。ただし、光熱水費は有料となります。</p>	<p>住宅課 【市役所東庁舎 別棟2階】 TEL 34-3246</p>

(2) 救援物資支給	問合せ先
<p>被災された方へ毛布等を無償で提供しています。</p> <p>【緊急セット】 タオル、ウェットティッシュ、ポケットティッシュ、軍手、ゴム手袋、ビニール袋、コップ、スプーン・フォークセット、物干しロープ、洗濯バサミ、救急絆創膏、弾力包帯、不織布ガーゼ、不織布マスク、歯ブラシ、毛抜、携帯ラジオ、懐中電灯、鉛筆、メモ用紙、小冊子（災害時に気をつけたい症状）</p> <p>【安眠セット】 キャンピングマット、枕、アイマスク、耳栓、スリッパ、靴下、外袋、小冊子（災害時に気をつけたい症状）</p>	<p>松本市社会福祉協議会 （総合社会福祉センター内） TEL 27-3381</p>

(3) 廃棄物の処理	問合せ先
<p>火災により使用不能となった家財等を廃棄物として松本クリーンセンター又は松本市リサイクルセンターへ持込む際、施設使用料を減免できる場合があります。申請手続き等が事前に必要になりますので、環境業務課までご相談ください。</p>	<p>環境業務課 松本市島内7576番地1 （クリーンセンター内） TEL 47-1096</p>

(4) 災害見舞金	問合せ先
<p>火災により被災された世帯に、その被害の程度に応じて松本市から災害見舞金を支給します。</p> <p>ア 支給額 5万円以内～50万円以内</p> <p>イ 対象 住居の被害で焼損面積が20%以上の場合（カーポートや物置、事業用建物、空き家は対象外）</p> <p>ウ 対象となる世帯には、消防局との連携により被害状況が確認でき次第、地域づくり課からご連絡いたします。申請は不要ですが、連絡先や居所が変更になる場合は、お知らせください。</p>	<p>地域づくり課 【大手事務所3階】 TEL 34-3280</p>

(5) 災害弔慰金	問合せ先
<p>火災により亡くなられた市民の遺族に対し、松本市から災害弔慰金を支給します。</p> <p>ア 支給額 20万円以内</p> <p>イ 遺族の範囲 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ※左から上順位、生計関係によって異なる場合あり</p> <p>ウ 対象となるご遺族が確認できましたら、地域づくり課からご連絡いたします。</p>	<p>地域づくり課 【大手事務所3階】 TEL 34-3280</p>

(6) 暮らしの心配ごと等	問合せ先
<p>暮らしの心配ごと等のお問合せ ※お近くのオンライン相談窓口端末からの相談も可能ですのでご利用ください。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>オンライン 相談窓口HP</p> </div> </div>	<p>市民相談課 【市役所本庁舎1階】 TEL 32-0001</p>
火災で亡くなられた方の手続き	<p>市民課おくやみ窓口 【市役所東庁舎1階】 TEL 34-3218</p>

## 2. 身分証明書等の再発行手続きについて

(1) 火災証明書	問合せ先	手数料
<p>各種手続きの際、火災の事実を証明する、火災証明書の提出が求められる場合があります。</p> <p>火災証明書の発行については、出火場所を管轄する消防署・出張所にお問い合わせください。</p>	丸の内消防署 TEL35-2411 庄内出張所 TEL25-0669 芳川消防署 TEL58-4322 神林出張所 TEL86-0119 渚 消防署 TEL25-3988 本郷消防署 TEL46-2700 山辺出張所 TEL35-8185 梓川消防署 TEL78-2090 安曇出張所 TEL94-2662 明科消防署 TEL62-2992 山形消防署 TEL98-4455	300円

(2) マイナンバー	問合せ先	手数料
<p>紛失届提出と再交付申請の手続きを市民課または支所・出張所の窓口で行うことができます。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・写真（縦4.5cm×横3.5cm）</li> </ul> <p>※市民課の窓口ではデジタルカメラ等による写真撮影（無料）を実施しています。</p> <p>※早急な再交付を希望する場合は、申請時に「火災証明書」と顔写真付身分証明書等が必要です。詳細はお問い合わせください。</p>	<p>市民課 【市役所東庁舎1階】 TEL31-3567 または お近くの支所・出張所まで</p>	<p>免除 ※再交付時に「火災証明書」を提示されない場合は手数料（1,000円）が必要です。</p>

(3) 印鑑登録	問合せ先	手数料
<p>これまでの印鑑登録の廃止手続きをし、改めて印鑑の登録を行います。</p> <p>※手続きは市民課または支所・出張所の窓口で行うことができます。</p>	<p>市民課 【市役所東庁舎1階】 TEL33-9841 または お近くの支所・出張所まで</p>	450円


(4) 健康保険証	問合せ先	手数料
<p>国民健康保険と後期高齢者医療にご加入の方について、本人確認書類の提示により、健康保険証の再交付を行います。</p> <p>※社会保険の健康保険証については、ご加入の健康保険へお問合せください。</p>	<p>保険課 【市役所東庁舎2階】 TEL 34-3203</p>	なし

(5) 障がい者手帳	問合せ先	手数料
<p>申請書にて再交付の手続きを行います。</p> <p>手続きに必要なもの</p> <p>①り災証明書、または本人確認書類</p> <p>②たて4cm×よこ3cmの写真</p>	<p>障がい福祉課 TEL 34-3212 こども福祉課 TEL 33-4767 【市役所東庁舎1階】 西部福祉課 TEL 92-3002 【波田支所内1階】</p>	なし

(6) 母子健康手帳	問合せ先	手数料
<p>本人確認書類の提示により、母子健康手帳の再交付を行います。</p>	<p>健康づくり課 【市役所東庁舎2階】 TEL 34-3217</p>	なし

(7) 運転免許証	問合せ先	手数料
<p>手続きに必要なもの</p> <p>①申請用写真 たて3cm×よこ2.4cm (6か月以内に撮影したもの)</p> <p>②身分証明書 マイナンバーカード・保険証等を焼失してしまった場合には、り災証明を提出ください。※住民票・通知カードは、身分証明書として使用できません。</p>	<p>中南信運転免許センター 【塩尻市大字宗賀 字桔梗ヶ原73-116】 TEL53-6611</p>	<p>運転免許証 2,250円 仮運転免許証 1,150円</p>

(8) パスポート	問合せ先	手数料
<p>手続きに必要なもの</p> <p>①紛失届 ②り災証明 ③申請書 ④本人確認書類 ⑤申請用写真 (たて4.5cm×よこ3.5cm)</p>	<p>松本地域振興局 【松本合同庁舎1F パスポート窓口】 TEL47-7800</p>	<p>5年→11,000円 10年→16,000円</p>

(9) 通帳・キャッシュカード・クレジットカード	問合せ先
<p>ご加入の金融機関・カード会社・保険会社（または取扱代理店）にお問い合わせください。</p>	



### 3. 減免手続き等について

(1) 固定資産税	問合せ先
固定資産税について、減免される場合があります。 詳細については、資産税課までお問い合わせください。	資産税課 【市役所本庁舎2階】 TEL 34-3312

(2) 水道料の減免	問合せ先
水道料について、水道使用料が減免される場合があります。 詳細については、水道局までお問い合わせください。	上下水道局営業課 【松本市島立1490番地2】 TEL 48-6850

(3) 各種保険料（税）及び一部負担金の減免	問合せ先
次の措置が講じられる場合があります。 ・国民健康保険税及び一部負担金の減免 ・後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免 詳細については、保険課までお問合せください。	保険課 【市役所東庁舎2階】 保険料（税）の減免 TEL 34-3215 一部負担金の減免 TEL 34-3203

## 4. 公共サービス関係手続き等について

(1) 固定電話 (NTT)	問合せ先
火災にあった旨を伝え、必要な手続きの詳細についてお問合せください。	NTT 電話 1 1 3 携帯電話は 0 1 2 0-4 4 4-1 1 3

(2) ガス	問合せ先
火災が発生した際、消防からガス会社に連絡が入り、メーターを外すなど閉栓処理を行います。念のためご契約中のガス会社にご確認ください。	

(3) 電気	問合せ先
火災が発生した際、消防から電力会社に連絡が入り、漏電していないかどうかの調査を行います。電気配線の修理・補修等が必要な場合は、ご契約中の電力会社ではなく、電気工業者に依頼してください。	

(4) 水道	問合せ先
給水閉栓等についての手続きを行う場合は、上下水道局水道料金センターにご連絡ください。	上下水道局 水道料金センター TEL 4 8-6 8 1 0

(5) 郵便局	問合せ先
転居する場合、最寄りの郵便局で手続きを行うと郵便物等は1年間新住所に転送されます。旧住所に戻る場合は再度転居届の手続きが必要となりますのでご注意ください。	





編 集 松本市 危機管理部 消防防災課  
電 話 0263-33-1191 (直通)  
F A X 0263-33-1011  
E-Mail shobo@city.matsumoto.lg.jp